

社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における事故防止について (通知)

社会福祉施設等の運営につきましては、日ごろ格別のご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。
これからの季節は、食中毒が発生しやすいことや行事が多く実施されること、入所者の帰省が行われること等から様々な事故が発生しやすい時期となります。

6月初旬には、県内の児童施設で腸管出血性大腸菌O(オー) - 1 2 1に感染する事例が発生しました。

つきましては、下記事項に注意し、入(通)所者及び職員の事故防止に万全を期されるようお願いいたします。

事故が発生した場合には、速やかに県福祉事務所又は各施設等所管課まで報告してください。

記

- 1 食中毒や感染症を予防するために必要な衛生管理対策を講ずること。特に、発熱、下痢や腹痛等の症状を有する場合には、速やかに医療機関へ受診すること。

O-1 2 1は、O-1 5 7とほぼ同じなので、症状も対策も同様とのことです。

(参考) 厚生労働省 感染症対策に関するホームページ

http://www1.mhlw.go.jp/o-157/o157q_a/index.html

埼玉県 食品安全課 食中毒に関するホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/siru-manabu/sa-panf.html>

- 2 入(通)所者に対する日ごろの処遇(介護、入浴、作業訓練等)に当っては、安全確保に注意し、事故防止対策を講ずること。特に、入所者同士の事故や寝具による事故に注意すること。
- 3 諸行事の実施、帰省等に当っては、安全への配慮、指導を行い、交通事故等の事故防止対策を講ずること。
- 4 地震、風水害等の災害に備え、周辺環境を再確認するとともに、自主防災組織の整備、地域防災組織や地元自治会との連携、災害用品の備蓄等必要な対策を講ずること。
- 5 防火設備を点検するとともに、消火及び避難訓練を実施するなど、防火対策を講ずること。
- 6 施設を狙った盗難事件が発生しており、現金等の保管やパソコン等の個人情報の管理などに万全な対策を講ずること。

担当：障害者自立支援課 施設整備・法人指導担当
電話：048-830-3313